

春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例（平成17年条例第201号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給料) 第2条 管理者の給料は、月額 <u>727,000円</u> とする。	(給料) 第2条 管理者の給料は、月額 <u>729,000円</u> とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。